

「生産緑地制度」の導入について

令和4年1月28日

生産緑地制度の導入を開始！

～市街化区域内の農地（都市農地）を保全・活用するための制度～

本市の都市農地は毎年減少が続いており、今後も減少する見込みであることから、緑豊かな都市環境の形成や都市における貴重な緑空間の保全・活用等のため、NCCのまちづくりと連携しながら、都市農地が有する環境保全や防災など多様な機能を早期かつ確実に発揮させることが可能である生産緑地制度を導入します。

○ 制度の概要

市街化区域内の農地（以下、「都市農地」という。）において、農地所有者からの申出により、指定要件を満たす農地を生産緑地地区として都市計画に定めることで、都市農地の適正な保全を図る制度

○ 運用区域

市街化区域のうち、立地適正化計画に定める居住誘導区域外

○ 主な指定要件

生産緑地法第3条第1項の各号に定める要件により運用

- ・ 公害又は災害の防止など都市環境の保全等良好な生活環境に効用があること
- ・ 一団の農地が法に定められた規模（500㎡以上）を満たすこと
- ・ 農業等の継続が可能な条件を備えていること

○ 生産緑地地区として指定された農地

- ・ 指定から30年間は農地等として管理（農産物直売所や農家レストランなどの生産に必要な施設は設置可）することが生産緑地法により義務付け
- ・ 固定資産税の課税は、市街化調整区域の一般農地と同様の評価とする税制措置が適用

○ 申出期間等

ア 事前申出期間（事前審査の申込）

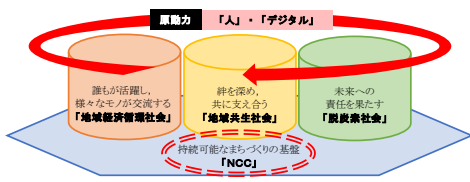
令和4年4月～令和4年5月 及び

令和5年4月～令和5年5月

※令和6年度以降の申出については、生産緑地地区の指定状況を踏まえながら検討

イ 申出期間（本申請）

事前申出をした年の7月



○ 今後のスケジュール

- 令和4年 2月～ 制度の周知（広報紙，市ホームページ，出前講座等）
- 4月～ 農地所有者からの事前申出（事前審査の申込）（4～5月）
- 7月 農地所有者からの申出（本申請）
- 12月頃 生産緑地地区の都市計画決定

●参考（生産緑地地区指定までの流れ）

